# なわて混声合唱団規約

令和5年3月3日

#### 1. 名称

団体の名称を「なわて混声合唱団」と定める。(令和5年4月17日創団)

#### 2. 目的

《なわて混声合唱団》はなわて音楽プロジェクトの事業の一環として合唱を通して四條畷市の文化 交流を積極的に行い、合唱の素晴らしさを広めるために活動する。

### 3. 音楽監督

《なわて混声合唱団》を統括し、音楽技術面および運営面の最高責任者は髙谷光信とする。

# 4. ピアニスト、ヴォイストレーナー

練習・本番での演奏、および団の演奏レベル向上に努める。音楽監督がそれぞれを任命する。

### 5. 団員

- ① 当団の目的に賛同し、入団手続きをした人達で構成される。
- ②休団は所定の休団届を提出し、受理された時点より認められる。 また、原則2か月以上の継続した休みを休団とし、1ケ月のみの休みに対し会費は発生するものとする。ただし、病気などの特別な事由はのぞく。
- ③2年以上の休団は原則として退団とみなす。
- ④入団資格は高校生(それに準じる年齢)以上とする。入団する者の、性別、居住地、国籍は問わないこととする。
- ⑤団員はなわて音楽プロジェクトのサポーター会員(友の会)に登録され、特典を享受することができる。
- ⑥団員内での政治活動、マルチ商法などの会員勧誘、宗教活動は禁止とする。
- ⑦合唱団内の秩序を乱す団員に対しては、役員会の決議をもって退団させることができる。
- ⑧退団措置を受けた者の再入団に関しては、音楽監督および役員会の承認を得なければならない。

## 6. 事務所

当団は四條畷市中野 3 丁目 5 番 25 号 四條畷市市民総合センター なわて音楽プロジェクト実行委員会に置く。

# 7. 運営機構

総会・役員会

[総会]

総会とは、団運営の最高決議機関である。団長もしくは音楽監督の呼び掛けによって開催される。

内規の制定、役員の承認、また団に関わる全ての事を話し合う機会である。総会は原則年1回開催する。

## [役員]

- ① 役員は総会決議において選任される。
- ② 団長・副団長・庶務・会計とする。
- ・団長は団の全てを統括し音楽監督と連携して健全な団運営に努める。
- ・副団長は団長を補佐し、広報活動、ホームページ、SNS の管理業務を行う。
- 庶務は諸連絡全般を担当する。
- ・会計は団の会計全般を担当する。
- ③ 役員の任期は2年(会計年度と同じ)を原則とする、再任は妨げない。
- 8. 会計・会計年度
- ① 会計年度は4月1日から3月31日までとする。
- ② 会計報告は毎年総会で行う。
- ③ 必要に応じ特別会計を組むことが出来る。
- ④ 当団の会計事務については《なわて音楽プロジェクト実行委員会》で行う。 (団員からの会費の徴収は団員の徴収係が行う)
- ⑤月会費および入会金については合唱団指導者、ピアニスト謝礼ほか、なわて音楽プロジェクト 全般の事業費として徴収する
- ⑥会計監査は《なわて音楽プロジェクト》が委託した外部監査員が行う。
- ⑦総会に報告する会計報告は事前に会計監査の承認を必要とする。

### 9. 会費

① 会費は次の通りとする。

月会費 3,000円(一般) 大学生2,000円 高校生(それに準じた年齢)(無料) 公演参加費 金額未定(年1回、その都度協議) 入会金3,000円

- ② 会費は1ヵ月分前納とする。
- ③楽譜代金などを徴収することがある。
- ④公演参加費は、公演前月の練習日に徴収する。
- ⑤月会費、公演積立金を3ヶ月以上滞納した場合、役員会の決議を持って退団扱いとする。
- ⑥毎回練習に参加するのが困難(仕事の都合、遠方在住、介護など)だと役員会が認めた団員は 1回 1,000 円の会費で上限は 3,000 円とする。公演参加費の徴収は行う。
- ⑦再入団(休団扱い)の際の入会金は免除とする。
- ⑧退団した者の再入団は入会金を徴収する。

### 10. 事業年度

本団の事業年度は定期演奏会ごととする。

# 11. 冠婚葬祭

冠婚葬祭は指導員および団員のみとする。金額およびその他については役員に一任とする。

### 12. その他

本規約に定めない事案が発生した場合は、なわて音楽プロジェクト実行委員会、役員が誠意を持って話し合い、解決を図る。